

雑所得の取り扱いと 確定申告の要否判断 まとめ



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

雑所得とは

所得税法上の所得は10種類に分類されますが、
利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得の
いずれにも該当しない所得が雑所得となります。

雑所得の主な例

- **公的年金等**：国民年金、厚生年金など
- **副業による収入**：原稿料、アフィリエイト、業務委託の報酬など（事業所得でないもの）
- **その他**：暗号資産（仮想通貨）の売却益、個人向け国債のキャッシュバック など

雑所得の確定申告の要否

雑所得の確定申告の要否

会社員・パートの方（給与は1か所のみ）

条件	確定申告	ポイント・注意点
① 年間の雑所得が 20万円を超える	必要	
② 年間の雑所得は 20万円以下 →だが、医療費控除などで確定申告をする	必要	20万円以下の雑所得も 必ず一緒に申告 します。
③ 年間の雑所得は 20万円以下 →かつ、他に確定申告（医療費控除など）の予定もない	原則不要	所得税の確定申告は原則不要です。 ただし、お住まいの市区町村に対し、 住民税の申告が別途必要になります。

雑所得の確定申告の要否

個人事業主・フリーランスの方

条件	確定申告の要否	ポイント・注意点
① 年間の合計所得が 所得控除の合計額を超える	必要	事業所得や雑所得などをすべて合算して申告します。
② 年間の合計所得が 所得控除の合計額以下	原則不要	所得控除には、全員が対象の基礎控除（合計所得金額に応じた58万円～95万円）のほか、扶養控除などがあります。

公的年金を受給している方

条件	確定申告の要否	ポイント・注意点
① 年金収入が400万円を超える または ② 年金以外の所得が20万円を超える	必要	どちらか一方でも当てはまる場合は申告が必要です。
上記①②に当てはまらない	原則不要	医療費控除などで還付を受けるには申告が必要です。

雑所得の金額の計算方法

雑所得の金額の計算方法

確定申告が必要な場合、以下の方法で所得金額を計算します。

1. 副業などの収入（公的年金以外）

収入から、その収入を得るために直接かかった費用（必要経費）を差し引きます。

$$\text{所得金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

2. 公的年金等の収入

収入金額から、年齢や所得に応じた「公的年金等控除額」を差し引きます。

$$\text{所得金額} = \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

雑所得の金額の計算方法

3. FXや先物取引など

FXや先物取引などの利益は、他の所得と合算せず、以下の税率で別に税額を計算します。

- 所得税：15%
- 復興特別所得税：0.315%
- 住民税：5%

税率：合計 20.315%

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。